

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会
退職金規程

2012年11月 7日 制定

第1条（適用範囲）

この規程は、就業規則第34条に基づき職員の退職金について定めたものである。

(2)この規程による退職金制度は、当協会に雇用され勤務するすべての職員に適用する。但し、勤続年数3年未満の者またパートタイマーもしくは日雇その他臨時従業員については、本規程を適用しない。

第2条（支給額その1）

職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のA欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. やむを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

第3条（支給額その2）

職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のB欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病
3. 就業規則第29条による解雇

第4条（退職金の不支給・減額）

次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。

1. 就業規則第36条に定める懲戒規程に基づき懲戒免職された者
2. 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒免職に相当する事由が発見された者
ただし、事情により第3条により算出した退職金の支給額を減額して支給することがある。

(2)退職金の支給後に前項第2号に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

第5条（勤続年数の算出）

勤続年数は雇用の日から起算し、退職の日までとする。

- (2)勤続年数の1年未満は日割りで計算する。
- (3)就業規則第26条の休職期間は勤続年数に算入しない。

第6条（金額の端数計算）

退職金の最終計算において、100円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

第7条（支払の時期および方法）

退職金の支給は、退職又は解雇の日から30日以内にその全額を通貨で支払う。但し、職員の同意があるときは口座振込又は金融機関振出し小切手などにより支払うことがある。

第8条（退職慰労金）

在職中に勤務成績が優秀であった者、及び特に功労のあった者に対しては、退職慰労金を支給することがある。退職慰労金の金額についてはその都度定める。

第9条（受給権者）

職員が死亡した場合の退職金又は退職慰労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

(2)前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところを準用する。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は理事会の決議による。

第11条（施行）

この規程は2012年11月7日からこれを施行する。

以上